

令和7年度分 市民税・県民税(国民健康保険税) 申告書

(令和6年1月1日から令和6年12月31日までの期間)

受付印

三木市長様

令和 年 月 日

提出

現住所	三木市上の丸町10-30	フリガナ	ミキ イチロウ
		氏名	三木 一郎
1月1日現在の住所	同上	生年月日	明・大・昭・平・令 47年7月1日生
		個人番号	012345678901
業種又は職業	金物卸業	世帯主氏名	同上
		続柄	本人
		電話番号	82-2000

窓口	郵送	投込
世帯番号		
宛名番号		
代理		

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

(13) 社会保険料除	社会保険の種類	支払った保険料			
	国民健康保険税	261,000 円			
	国民年金保険料				
	その他()				
	合計	261,000			
(15) 生命保険料除	新生命保険料の計	旧生命保険料の計			
	54,321 円	42,444 円			
	新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計			
		120,000 円			
	介護医療保険料の計				
(16) 地震保険料除	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計			
	32,121 円	48,552 円			
(17)~(19) 寡婦・ひとり親・勤労学生控除	(17) ☐ 寡婦控除 (☐ 死別 ☐ 生死不明 ☐ 離婚 ☐ 未帰還)	(18) ☐ ひとり親控除 (学校名)			
(20) 障害者控除	氏名	障害の程度			
	氏名	障害の程度			
(21)~(22) 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者	配偶者の氏名	生年月日			
	三木 美鈴	明・大・昭・平・令 48年5月2日			
	個人番号	234567890123			
(23) 扶養控除	氏名	生年月日	同居・別居	続柄	控除額
	三木 太郎	明・大・昭・平・令 14・7・11	☒ 同居 ☐ 別居	子	45 万円
	個人番号	345678901234			
	三木 花子	明・大・昭・平・令 18・10・10	☒ 同居 ☐ 別居	子	33
	個人番号	456789012345			
(16歳未満の扶養親族(控除対象外))	三木 佳織	明・大・昭・平・令 18・12・1	☐ 同居 ☒ 別居	母	38
	個人番号	567890123456			
	三木 次郎	平・令 21・2・22	☒ 同居 ☐ 別居	子	
	個人番号	678901234567			
	個人番号				
別居の扶養親族等がある場合には、裏面「13」に氏名及び住所を記入してください。					
扶養控除額の合計 116					

(26) 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
	損害金額	保険金などで補てんされる金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額
(27) 医療費控除	支払った医療費等	補てんされる金額	セルフメディケーション税制
	223,866 円	70,000 円	☐ 適用を選択する

1 収入金額等	事業等	ア	1,970,521 円	
	農業	イ		
	不動産	ウ		
	利子	エ		
	配当	オ		
	給与・専従者給与	カ	2,253,869	
	雑	公的年金等	キ	
		業務	ク	
		その他	ケ	
	総合譲渡	短期	コ	
	長期	サ		
2 所得金額	一時	シ	254,425	
	事業等	(1)	869,966	
	農業	(2)		
	不動産	(3)		
	利子	(4)		
	配当	(5)		
	給与	(6)	1,496,400	
	雑	公的年金等	(7)	
		業務	(8)	
		その他	(9)	
合計(7)+(8)+(9)	(10)			
総合譲渡・一時	(11)	127,212		
合計	(12)	2,493,578		
4 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	(13)		
	小規模企業共済等掛金控除	(14)		
	生命保険料控除	(15)		
	地震保険料控除	(16)		
	寡婦・ひとり親控除	(17)~(18)		
	勤労学生・障害者控除	(19)~(20)		
	配偶者(特別)控除	(21)~(22)		
	扶養控除	(23)		
	基礎控除	(24)		
	(13)から(24)までの計	(25)		
雑損控除	(26)			
医療費控除	(27)			
合計(25)+(26)+(27)	(28)			

5 給与所得及び公的年金等に係る所得以外(令和7年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法

☐ 給与から差引き(特別徴収) ☐ 自分で納付(普通徴収)

・分離課税に係る所得等のある方は、「市民税・県民税申告書(分離課税等用)」をあわせて提出してください。
・「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。
・セルフメディケーション税制を選択する場合はチェック(☑)してください。
裏面にも記載する欄がありますので注意してください。

6 給与所得の内訳

〔日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。〕

月	日	給	勤務 日数	月	収
1		円			180,000円
2					155,221
3					203,555
4					188,652
5					196,621
6					218,889
7					166,000
8					171,156
9					192,011
10					193,000
11					188,652
12					200,112
賞 与 等					円
合 計					2,253,869
勤務先所在地		三木市吉川町大沢412			
勤務先名		A商店			
電話番号()		82 - ××××			

7 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	所得の生ずる場所	収 入 金 額	必 要 経 費	青色申告特別控除額
営業	三木市上の丸町10-30	1,970,521円	1,100,555円	円

8 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

種 類	所得の生ずる場所	収 入 金 額	必 要 経 費
		円	円

9 配当所得に関する事項

配 当 所 得 の 種 類	所得の生ずる場所	支払確定年月	収 入 金 額	必 要 経 費
		.	円	円
		.		
		.		
			国外株式等に係る 外国所得税額	

10 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下の各欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を書き入れてください。

配 当 割 額 控 除 額	円
株 式 等 譲 渡 所 得 割 額 控 除 額	

11 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

総合譲渡	短 期	収 入 金 額	必 要 経 費	差 引 金 額 (収入金額-必要経費)	特 別 控 除 額	所 得 金 額 (差引金額-特別控除額)
	長 期	円	円	円	円	円
一 時		854,425	100,000	754,425	500,000	254,425
合計イ+[(ロ+ハ)×1/2]						127,212

右上のイの金額を表面のロに、ロの金額を表面のサに、ハの金額を表面のシに記入してください。
右の二の金額を表面の(イ)の所得金額欄へ記入してください。

12 事業専従者に関する事項

氏 名	続 柄	生 年 月 日	従事月数	専従者給与(控除)額
1		明・大・昭 平・令		円
個人番号				
2		明・大・昭 平・令		
個人番号				
合 計 額				
所得税における青色申告の承認の有無				承認あり・承認なし

14 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分 (特例控除対象)	円
兵庫県共同募金会、日本赤十字社兵庫県支部、 都道府県、市区町村分(特例控除対象以外)	
条例指定分	兵 庫 県
	三 木 市

支出した寄附金に応じて、各欄にそれぞれ寄附した金額を記入してください。

15 事業税に関する事項

非課税所得など	所得金額	円
損益通算の特例適用前の 不 動 産 所 得		円
事業用資産の譲渡損失など	資産の種類	損失額、被災損失額(白)
前年中の開(廃)業	開始・廃止	月 日
□ 他都道府県の事務所等		

13 別居の扶養親族等に関する事項

氏 名	令和7年1月1日現在の住所
三木 佳織	神戸市中央区下山手通5-10-1

16 所得金額調整控除に関する事項

氏名	続柄	生年月日	明・大・昭 平・令	特別障害者 に該当する 場合	級 度	別居の場合 の住所
個人番号						

17 所得のなかった人の記入欄(該当欄にご記入ください。)

(1)学生 大学生・専門学生・その他	(3)以下の者に扶養されていた 住所 氏名 続柄
(2)非課税所得 〔遺族年金・障害年金・失業給付金・傷病手当金〕 〔老齢福祉年金・児童扶養手当・その他〕	(4)その他 貯金・海外居住・その他()